国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （定義） 第２条　（略） ２　（略） ３　この規程において「他機関」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(4)　（略） (新設) (5)　（略） （協定の締結等） 第５条　（略） ２　（略） (新設) (新設)	本則 （定義） 第２条　（略） ２　（略） ３　この規程において「他機関」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1)～(4)　（略） (5)　民間企業 (6)　（略） （協定の締結等） 第５条　（略） ２　（略） ３　学長は、本学の教員について第２条第３項第５号の民間企業と協定を締結する際には、原則として、当該クロスアポイントメント教員の給与額に当該民間企業における勤務割合を乗じて得た額の４割を、教育研究基盤強化経費として、当該民間企業の負担としなければならない。 ４　前項の教育研究基盤強化経費は、当該クロスアポイントメント教員に対するインセンティブ及び所属部局等の教育研究基盤を強化するための経費とする。	民間企業とのクロスアポイントメントを導入し、民間企業から教育研究基盤強化経費を負担してもらうこととする改正

附　則（令和３年４月１日教規程第４号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。